

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅲ－２－１－４ 社外流出制限措置</p> <p>Ⅲ－２－１－４－１ 意義</p> <p>金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステムミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、国際統一基準行に対し、資本バッファ比率という客観的な基準（告示に指定された G-SIBs にあつては、レバレッジ・バッファ比率を含む。）を用い、状況に応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、銀行の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。</p> <p>Ⅲ－２－１－４－２ 監督手法・対応</p> <p>「区分等を定める命令」（Ⅲ－２－１－３－２において定義される。）において具体的な措置内容等を規定する社外流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>（１）命令発動の前提となる<u>資本バッファ比率又はレバレッジ・バッファ比率</u></p> <p>「区分等を定める命令」第 1 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 2 項第 2 号及び第 4 号の表の区分（以下「社外流出制限措置区分」という。）に係る資本バッファ比率（単体資本バッファ比率又は連結資本バッファ比率をいう。以下同じ。）又</p>	<p>Ⅲ－２－１－４ 社外流出制限措置</p> <p>Ⅲ－２－１－４－１ 意義</p> <p>金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステムミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、国際統一基準行に対し、資本バッファ比率という客観的な基準を用い、状況に応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、銀行の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。</p> <p>Ⅲ－２－１－４－２ 監督手法・対応</p> <p>「区分等を定める命令」（Ⅲ－２－１－３－２において定義される。）において具体的な措置内容等を規定する社外流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>（１）命令発動の前提となる<u>資本バッファ比率</u></p> <p>「区分等を定める命令」第 1 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の表の区分（以下「社外流出制限措置区分」という。）に係る資本バッファ比率（単体資本バッファ比率又は連結資本バ</p>

改正案	現行
<p>はレバレッジ・バッファ率（単体レバレッジ・バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率をいう。以下同じ。）は、次の資本バッファ率又はレバレッジ・バッファ率によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあっては中間決算状況表）により報告された<u>資本バッファ率又はレバレッジ・バッファ率</u>（ただし、業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された<u>資本バッファ率又はレバレッジ・バッファ率</u>）</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された<u>資本バッファ率又はレバレッジ・バッファ率</u></p> <p>（2）社外流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>資本バッファ率第1区分から資本バッファ率第4区分まで又はレバレッジ・バッファ率第1区分からレバレッジ・バッファ率第4区分までに係る措置</u></p> <p>「区分等を定める命令」第1条第1項第2号若しくは第2項第2号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」又は同条第1項第4号若しくは第2項第4号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含むレバレッジ・バッファ率を回復するための合</p>	<p>ッファ率をいう。以下同じ。）は、次の<u>資本バッファ率</u>によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあっては中間決算状況表）により報告された<u>資本バッファ率</u>（ただし、業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された<u>資本バッファ率</u>）</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された<u>資本バッファ率</u></p> <p>（2）社外流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>資本バッファ率第1区分から資本バッファ率第4区分までに係る措置</u></p> <p>「区分等を定める命令」第1条第1項第2号又は第2項第2号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」は、計画全体として<u>資本バッファ率の回復を着実に図るためのものであることを重視する</u>。また、社外流出額の制限に係る内容については、社外</p>

改正案	現行
<p>理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」は、<u>計画全体として資本バッファ比率又はレバレッジ・バッファ比率の回復を着実に図るためのものであることを重視する。</u>また、社外流出額の制限に係る内容については、社外流出額が各区分に掲げた命令に応じた社外流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであることとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に銀行の判断を尊重することとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 子会社等の意義</p> <p>「区分等を定める命令」第1条第19項第5号に規定する「子会社等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に銀行の判断を尊重することとするが、グループ（本監督指針Ⅲ-3-2-4-4（1）の「グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。）が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子会社等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、銀行の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子会社等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子会社等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子会社等は「子会社等」に含めているかに留意するものとする。</p>	<p>流出額が各区分に掲げた命令に応じた社外流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであることとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に銀行の判断を尊重することとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 子会社等の意義</p> <p>「区分等を定める命令」第1条第15項第5号に規定する「子会社等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に銀行の判断を尊重することとするが、グループ（本監督指針Ⅲ-3-2-4-4（1）の「グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。）が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子会社等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、銀行の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子会社等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子会社等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子会社等は「子会社等」に含めているかに留意するものとする。</p>

改正案	現行
<p>⑥ 経営上重要な役員・従業員の意義</p> <p>「区分等を定める命令」第1条第19項第5号等に規定する「経営上重要な」役員及び従業員については、銀行又は子会社等から高額報酬等を受ける者であって、銀行及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ-3-2-4-5(2)①ロ、b.及びc.に記載の基準も参考にするものとする。</p> <p>また、「役員」については、銀行の判断により、当該銀行の社外取締役及び社外監査役を除くことができるものとするが、当該社外取締役及び社外監査役が、銀行から高額報酬等を受ける者であって、銀行及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-1-4-3 計画の提出及び進捗状況の報告等</p> <p>社外流出制限措置区分に基づく命令に係る計画は、每期提出させるものとし、計画の進捗状況は、必要に応じて報告させることとする。</p> <p>Ⅲ-2-1-4-4 その他</p>	<p>⑥ 経営上重要な役員・従業員の意義</p> <p>「区分等を定める命令」第1条第15項第5号等に規定する「経営上重要な」役員及び従業員については、銀行又は子会社等から高額報酬等を受ける者であって、銀行及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ-3-2-4-5(2)①ロ、b.及びc.に記載の基準も参考にするものとする。</p> <p>また、「役員」については、銀行の判断により、当該銀行の社外取締役及び社外監査役を除くことができるものとするが、当該社外取締役及び社外監査役が、銀行から高額報酬等を受ける者であって、銀行及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。</p> <p>Ⅲ-2-1-4-3 計画の提出及び進捗状況の報告等</p> <p>社外流出制限措置区分に基づく命令に係る計画は、每期提出させるものとし、計画の進捗状況は、必要に応じて報告させることとする。</p> <p>Ⅲ-2-1-4-4 その他</p>

改正案	現行
<p>(1) 「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項第2号、第4号、第2項第2号及び第4号並びに第2条の2の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) 銀行の<u>自己資本比率又はレバレッジ比率（レバレッジ・バッファ率を含む。）</u>が、早期是正措置区分に基づく命令及び社外流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。</p>	<p>(1) 「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項第2号及び第2項第2号並びに第2条の2の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) 銀行の<u>自己資本比率</u>が、早期是正措置区分に基づく命令及び社外流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。</p>